

裁判員経験者の意見交換会議事録

1 開催日時

平成30年10月1日（月）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

広島地方裁判所大会議室（南棟3階）

3 出席者

司会者 富田 敦史（広島地方裁判所刑事第1部部総括裁判官）

裁判官 高森 宣裕（広島地方裁判所刑事第1部裁判官）

裁判官 光武 敬志（広島地方裁判所刑事第1部裁判官）

検察官 内田 耕平（広島地方検察庁公判部検事）

弁護士 亀舎 大悟（広島弁護士会所属）

裁判員経験者（1番）（50代 女性）

裁判員経験者（2番）（40代 女性）

裁判員経験者（3番）（50代 男性）

裁判員経験者（4番）（40代 男性）

裁判員経験者（5番）（50代 女性）

裁判員経験者（6番）（50代 女性）

裁判員経験者（7番）（70代 男性）

4 議事内容（議題等は別紙のとおり）

富田裁判官（司会）

今日のテーマは、お手元にある「本日の話題」というところをテーマにお話をしていきたいと思います。大きく分けて2番から5番までが具体的な事件との関わりでお話をしていただけるところかと思いますが、最初から難しいことを話してくださいと言っても、口も滑らかにならないと思いますので、最初は裁判員裁判に参加しての感想、裁判員になるまではいろいろ頭の中で考えていて心配なこともあった

し、わくわくしたこともあったけど、実際こうだったよとか、終わってからの印象として裁判員裁判はこうでしたということ、簡単で構いませんのでお話しただいて、その後、具体的なテーマとして2番から5番までに少し詰めて話をしたいと思います。

裁判員裁判で大概、裁判員の1番さんから順番に当たるっていうのが始まった頃の慣例ですので、今日もすいませんが経験者1番さんから、簡単で構いませんので最初のテーマについてお話をしてください。じゃあ、お願いします。

裁判員経験者（1番）

感想なんですけれども、最初参加する前に想像していたことと実際はというところなのですが、裁判員の役割は、市民感覚を裁判に反映させることと最初は考えておりました。実際も、判決文等を見ますと、裁判員の発言した言葉がそのまま言葉として反映されていましたので、最初の感想、想像していたことよりもっと良い印象を受けました。

また二つ目は、残酷な証拠を見るのが不安だったのですが、実際は顔とかを隠してあって、かなり配慮をしてあるなという印象もございました。

三つ目なのですが、裁判員がどのような立場で参加するのかなということに興味があったのですが、裁判官の補佐的な役割をするのかなという印象を最初受けていたんですけれども、全員で評議の中で話し合っ、納得して判決を出したという結果、そういった印象、実際はそのような形で行われました。

あと、裁判に参加しての印象なのですが、被告人と事件関係者の人生を大きく左右する裁判を私みたいな素人が判断することに対して、重圧をととても感じました。と同時に、このような仕事に携わっておられる裁判官の方の仕事の大変さというのも、とても理解できました。以上です。

裁判員経験者（2番）

私は、最初に裁判所から通知が届いたときに、今まで他人事だった裁判員裁判が自分にも来るんだというのが衝撃というか、こういうことに関わっていくのが裁

判員裁判なんだっていうのを改めて見直したというか、なので、参加するまでは、その通知が来たっていう驚きだけでいたんですけど、参加してみても感想は、やっぱりやってよかったなっていうのが一番の感想です。以上です。

裁判員経験者（3番）

裁判員の制度に関しては、司法というものがどういうふうに使われているのかということに、個人的な興味はありました。それともう一つは、仕事の関係上、特殊な環境の方としか私はこの三十数年接したことがないので、そうでない方々とお話をする機会があったということは、自分の今までの職業人生として非常に印象が深かったです。

また後で触れられると思いますけど、物理的に私の場合は2週間にまたがっていましたが、果たして参加する時間が捻出可能なのかというのが、最後頃になるまで綱渡りというところがあって、物理的にはちょっとしんどかったという印象はありますが、非常に言い方は悪いのですが、勉強になったというか、学ばせていただいたと思っています。

裁判員経験者（4番）

参加する前は、裁判員裁判という知識が全くなかったもので、正直当たっても自分が何をするのかということを中心に全く想像していませんでした。でも、実際行ったら、自分がやることを分かりやすく教えてくれたので、自分の役割とかは理解することができ、自分の意見も裁判官と同じ何分の1という意見になるということで、すごく責任の重さというのを感じました。

こんなことは、当然私の人生の中で経験するようなことないので、とてもいい経験ができたなあというのと、正直、終わってからは、こんなに全然知らない人のことを一生懸命考えることって当然普段ないから、私頭痛持ちというのもあって、精神的にちょっときついなというのは、終わった後は思いました。以上です。

裁判員経験者（5番）

私は、裁判に参加する前は、裁判と聞いたら、もう本当にドラマの世界だったの

で、そういうことばかり思っていて、実際裁判に出てみると、すごく重いなあと思いました。あと参加する前は、本当に素人の私が判断していいのかなとか、何をどう判断したらいいのか分からなかったんですけど、裁判官の方に、素人の皆さんが思われていることを言ってもらったらいいですよと言ってもらって、すごく気持ちが軽くなって、みんなの意見をすり合わせていって、みんなで決めていくということなんだというのが分かってからは、参加する中で自分の意見を言うことが私の仕事だなと思って、そういう気持ちで参加しました。

裁判が終わった後に、本当にいい経験をさせていただいたなと思って感謝しております。以上です。

裁判員経験者（6番）

最初に通知が来たとき、私は何か悪いことをしたのかなというのが先に来たんですけど、開けてみたら、ああそうだ、そうだった、当たったのだと思って、せっかくなので経験できたらいいなという気持ちになりました。でも、初めてなので、何が何か分からない、分かることが分からない、分からないことも分からない。そんなのでいいのかなと思っていたのですが、最終的に、分からないことはいろいろ裁判官から教えていただいたし、一緒に皆さんと意見を出し合えることができて、とてもよかったですと思います。この年になってですけど、いい勉強をさせてもらったと思っています。以上です。

裁判員経験者（7番）

未知の世界ですから、ちょっと気後れしていたのですが、裁判員席へ座ったら気分がいいですね。皆さんも経験されたほうがいいと思うから、参加してください。以上です。

富田裁判官（司会）

今、皆さんからお一人ずつ、裁判に参加しての感想の話をしていただきました。この後は、話題に応じて2番から5番まで順番に話を進めていきたいと思います。

ここでは最初に、今回裁判に参加していただくに当たっての御苦勞や期待などに

ついでにお話をさせていただきたいと思いますが、まず仕事の調整とか御家庭のいろいろな協力などについての話題にしたいと思います。

裁判員裁判の期間は、一般的に判決まで入れると、平均して4日から5日ということが多いのですが、今回、意見交換会に来ていただいている皆さんも、ほとんどの方が4日から5日の裁判に参加していただいているようです。1番さんだけが14日間のコースの長いコースに参加していただいております。

この間、お仕事の調整とか、また御家庭の家事を含めての御協力などについて、いろいろと御苦労があったかと思いますが、その点について御紹介していただける方にお話をさせていただきたいと思いますが、さっき少し話題にさせていただいた3番さんのお仕事の調整などの御苦労について、お話ししていただけますか。

裁判員経験者（3番）

恐れ入ります。私の勤め先は、もともと休みがない職場で、例えば今日来るときも、朝5時に起きて12時まで働いて、飯抜きで列車に乗って来て、終わったら5時ぐらいには帰れるので、多分10時過ぎまでは仕事しなくちゃいけない。それを約2週間そういうふうな形で。それと多分、部下に相当の負担をかけており、帰ったら仕事も混乱しているので、少し頭が痛いという経験はありました。それで最初は通えるのか、途中で頓挫してしまうのか、来られなくなるのではないかと思いました。間に土日が入っていたり、空いた日があったり、早い時間に裁判が終わったりとかありましたので、そのような時間を利用して、何とか自分も裁判員を務めることができたというか、通えることができたということも、一つの感慨深いところでありました。もちろんそれだけではなく、時間を割いて参加するにふさわしい意義というか経験を味わえたので、非常に感謝していますが、職場には相当恨まれました。

富田裁判官（司会）

ありがとうございました。4番さんにも、会社との関係についてお話をさせていただきたいと思います。

裁判員経験者（４番）

はい。私の会社のほうでは、この裁判員裁判に対しての環境というのが整備されており、会社の規程に入っていることも自分で知っていたので、裁判所に行きますよというのを人事のほうに話をしたら、どうぞと。そのときは知らなかったのですが、私が会社で３人目の裁判員だったということもあって、休みをとることに對してスムーズにいきました。自分の職場に對しても、上司のほうに話しても、いい経験だから行っておいでという感じで、私についてはスムーズに裁判員を務めることができました。

富田裁判官（司会）

ありがとうございます。じゃあ、長期戦がどうだったかっていうことについて、１番さんのほうから少し御紹介していただけますか。

裁判員経験者（１番）

裁判員に選ばれてから、すぐに上司と同僚に電話をいたしました。それで、了解をすぐに得ることができました。１４日間という長い期間でしたので、日程をあらかじめ上司に伝えまして、この日は出られないということを伝えたら、快く皆さんが協力してくださったので、何の問題もなく出ることができました。

また、公判が終わった後も仕事をすることができましたので、私にしかできないことはそのときにやるようにしておりました。

家族についても、子供は独立していますので、特に問題なく協力していただきました。

富田裁判官（司会）

ありがとうございました。そうすると、その裁判員裁判の期間中も、帰りに職場に寄られることがあったのですか。

裁判員経験者（１番）

はい、そうですね。

富田裁判官（司会）

じゃあ、このテーマについてもう一個増やしていきますけれども。今、裁判員裁判では、裁判員になっていただく方の割合が、なかなか期待するほど伸びない、むしろ減少していることから危機感を持っています。どうやったら裁判員裁判に参加してくださる方を増やせるのかについて、裁判員経験者の皆さんからアイデアなどありましたら、お願いしたいと思いますが。

裁判員経験者（5番）

アイデアはないのですが、私が裁判員になったことを友達とかに話をすると、大体みんな主婦の人が多いで、みんな私にはできないとか、すごいねって言われるのですが、やっぱり裁判員裁判というものはすごいハードルが高いような感じがして、私は余りそういうことを深く考えないので、本当にドラマで見ているものでしかなかったので、ちょっと面白そうだなとか、興味本位ではないですけど、やってみるのもいいかなと思って、余り考えずに参加したいなと思いました。だから、責任が重いとか、守秘義務とか、ハードルが高いと誤解されているような気がします。守秘義務も、法廷の中で話されたことは、人に話してよいということは、参加して初めて分かったことなので、最初は本当に何も言っちゃいけないと思っていました。そういうことをアピールすることも大事かなと思って、私もなるべく友達には、来たら絶対参加したほうがいいよと言っています。

富田裁判官（司会）

ありがとうございます。

裁判員経験者（1番）

今のに付け加えて、せっかく裁判員として参加できたので、そういったネットワークを作って情報を発信していくとか、そのほかには、例えばテレビドラマとか映画とか舞台上でやっていただくとか、こういった裁判員の方のネットワークを通じて国や行政に働きかけていくという方法も考えられると思います。

富田裁判官（司会）

ありがとうございます。

裁判員経験者（3番）

同業者たちは、いろいろな理由をつけて断っていたようなので、忙しいとかそういう理由だけで断るべきものではないということです。個人的には、上司として、部下とか同僚たちに裁判員裁判があったら、仕事を調整してあげるから是非参加するようにサポートしてあげること。我々の業界においても、理由をつけて断っている人がほとんどだったので、日本国民の一つの義務と考えて対応していくべきではないかと思います。

富田裁判官（司会）

ありがとうございました。

裁判員経験者（6番）

職場のことに重複するかも知れませんが、私の職場では、広島で裁判員に選ばれたのは私が初めてだったみたいで、上司も手続をどうしたらいいのかを本社に問い合わせたりとかして、快く出してもらいました。論告求刑が1日延びたため、その時間で会社に寄ったら、こういう事情で裁判が早く終わりましたと言ったら、会社の本部長から、裁判のことは黙っとかないといけないよ、しゃべってはいけないよと言われたのですが、法廷で話されていることはしゃべってもよいということを御存じなかった。だから、会社の上司とか偉い方まで、裁判員制度に対する理解が浸透していないのかな感じており、会社のトップの方がまず理解しないと、下の方が行きたいと思っても、出席することが難しいのかな。だから、裁判所に行かせてくださいっていう休暇を出しても、断られるかどうか分からない。それでは本当はいけないのでしょうか、嫌みの一つでも言われるのかなというのを感じました。以上です。

富田裁判官（司会）

嫌みは言われなかったのですか。

裁判員経験者（6番）

私は大丈夫。快く出させていただきました。家庭でも快く出してもらいました。

富田裁判官（司会）

よかったです。ありがとうございます。

裁判員経験者（3番）

私の職場は全然快くなくて、元締めから各方面から大分言われました。どうして断らなかったのだと言われましたが、私は出るべきですと答えました。

富田裁判官（司会）

ありがとうございます。

裁判員経験者（4番）

皆さんのときのメンバーの年代が分からないのですが、私が感じたのは若い裁判員が少ないなと思いました。今の中高生がどんな授業を受けているのか分かりませんが、学校でも裁判員制度についての教育があったほうがいいかなと思います。子供たちも、大人になったらこういうことがあるのだということを知っておくべきであり、そういう教育をするべきではと思いました。以上です。

富田裁判官（司会）

ありがとうございました。

裁判員経験者（7番）

今の人の意見の延長ですけど、義務教育を受け取る間に、1回は裁判というものを経験させたほうがよいと思います。学校へ訪問してみたり、そういう普及活動を卒業するまで、小学校6年生と中学3年生ですかね。9年間の間に1回はそういうことを学習できるような運動をしたらどうでしょうか。

富田裁判官（司会）

ありがとうございました。

じゃあ、次のテーマに移りたいと思います。3番目は公判審理の分かりやすさ分りにくさというテーマでお話を進めていきたいと思いますが、皆さんの対面には検察官と弁護士さんがお一人ずつおられます。御担当されている方かどうかは知りませんが、遠慮なくお話をしていただきたいと思います。最初にお一人ずつだと

いづらいかもかもしれませんので、挙手でアンケートをとっていきたいと思いますが。皆さんが担当された審理で最初に検察官が冒頭陳述を行っていたと思います。それを御覧になったときに、読んで聞かされたときに、なるほど、この事件についてはこういうことがテーマになっているのか、裁判員はここを判断したらいいんだなっということが、冒頭陳述が終わった段階でよく分かりましたという方、成績を5までつけるとすると、検察官の冒頭陳述の成績は5だったという方は手を挙げていただけますか。5はなし。4だった方が4人。3だったという方が3人。

はい、ありがとうございます。じゃあ、今と同じような質問です。今度は弁護士さんも最初に冒頭陳述をされたと思います。5段階評価で5だったという方、1人。4の成績をつけられる方、2人。3かなっていう方、3人。2という方はなし。1は、1人。

じゃあ、その成績を付けられた理由を具体的にお話していただける方がいたら教えていただきたいのですが。どちらもいい成績をつけておられた2番さんから、どこがよかったかを教えていただけませんかでしょうか。

裁判員経験者（2番）

メモを配っていただいたのですが、メモを見た段階で、どういうことが起きたのかということが一目瞭然。中身がどうこうではなくて、何が起きたのかということに関しては、とても端的に書いてあるなと思いましたので5にしました。

富田裁判官（司会）

ありがとうございます。逆に、ちょっと成績が辛いなと思う成績をつけた方がおられましたけども、その理由をお願いします。

裁判員経験者（3番）

何のために弁護をするのかという目的がずれており、論旨の展開が拙劣で、逆効果というか、弁護士の方が述べていることを真に受けると量刑が増えてしまうという印象を裁判員に与えかねないような弁論でした。しかも、被告人が直接お雇いになってらっしゃる方なので、コストパフォーマンスが悪いなと思いました。

富田裁判官（司会）

ありがとうございます。

次は尋問についてお聞きします。、尋問というのは、検察官や弁護士さんがそれぞれされる質問のことを言いますけれども、これについても記憶の限りで構いませんが、今と同じようにどうだったかっていう率直な点数、評価をしていきたいと思えます。

まず検察官のほうからいきますけども、さっきと同じように1から5までの成績をつけてください。じゃあ、5の成績を付けられる方は何人ぐらいおられますでしょうか。なし。4という方、2人、はい。3という方、3人。2という方、2人。分かりました。じゃあ、今度は弁護人の質問についての成績もつけていきます。5を付けられる方、0ですね。4という方、なし。3だったという方、4人。2だったという方、2人。1だったという方、1人。検察官と弁護人のそれぞれ公判での質問などについて成績をつけていただきましたが、私がここでこういう評価をつけたのは、こんなことがあったからですっていうことを具体的にお話をしていただけの方がおられましたら、ちょっとお話をさせていただきたいなと思えますが。

裁判員経験者（3番）

厳しい点をつけたので、やはりこういう言い方をしてはいいのかどうか問題がありますけど、裁判員を脅迫するという印象。あなた方は、こういうふうなかわいそうな方に量刑をこういうふうに科する、あなた方は人でなしではないかみたいなことを、婉曲あるいはかなり直さにおっしゃられたので、裁判ってそういうふうなものなのか。あるいは、弁護というのはそういうふうなものなのかという意味で、やはり自分たちというか裁判員というものをそういうふうな存在として扱っているのかということに関しては、かなり憤慨とまではいきませんが嫌な思いをいたしましたので、それはちょっと別じゃないかと。そういう私自身の感情という意味ですけども、そういうことに関して厳しい点というか、だから一体何をしたい、だから裁判員を怒らせたいのか、後悔させたいのか、良心の呵責というものに訴えるのかとい

うふうな方向での法廷の戦術とも言うべきでしょうか。余りに浅はか。本気でそういうふうにしていこうとするのであれば、非常に浅はかであるし、もっと深い意味で裁判員を激高させることによって何らかの裁判に影響を与えるというふうなことまでお考えになってなされたのであれば、非常に高等なふるまいという印象です。

富田裁判官（司会）

ありがとうございました。

裁判員経験者（4番）

記憶薄れているのですが、検察官の方は、知りたいこと、どうしてこんなことが起きたのかという事実、自分も知りたいなという事情を、ちゃんと質問していたので、自分が考える参考になる尋問であり、よかったなと思っています。

富田裁判官（司会）

分かりました。じゃあ、今日、検察官、弁護人もそれぞれ立ち会っていますが、検察官、弁護人の立場から裁判員の方に、公判の分かりやすさ分かりづらさについて、ここを聞いてみたいとか、ちょっと釈明しておきたいなというものがありましたら、是非お願いします。

内田検察官

広島地検の検事の内田と申します。よろしく申し上げます。私は、日頃裁判を担当しておりますが、裁判員裁判を経験した方々にお聞きしたいこととして、ここでは二つ挙げます。

一つは、先ほど話題に上りました冒頭陳述についてですが、皆さんからいろんな意見を頂いて、評価としては3だったという方が3人ですかね、いらっしゃいましたが、どこを工夫したら、分かりやすくなったのになつていうところがあれば教えていただきたいです。

それから、もう一つは尋問という話がありましたが、尋問は法廷で直接検察官が質問して、生の人から話を聞く、こういう手続なんですけれど、同じ事柄を法廷で出すに当たっては、調書を読み上げるという方法もあります。もちろん、皆さんが

担当した事件がまちまちなので一概には言えませんが、調書でもよかったのではないかとと思われる供述などはありましたでしょうか。

この2点を聞きたいと思います。

富田裁判官（司会）

ありがとうございます。じゃあ、今度は弁護士さんを代表して亀舎弁護士お願いします。

亀舎弁護士

広島弁護士会の刑事弁護センター委員会副委員長の亀舎と申します。よろしくお願ひします。

最初に、弁護人の対応が非常にまずかった例があったようで、大変申し訳ございません。確かにおっしゃるとおり、裁判員の方を脅すような姿勢というのは、非常によくないと我々も考えておまして、ただと一つ釈明させていただきますと、弁護士というのは、刑事事件を専門でやっている弁護士というのは、なかなか広島にはいない状況で、ただそうはいつでも、裁判員裁判を担う弁護人として、きちっとこれから教育ですとか研修などをしていって、弁護人の質の向上についてもこれから努めていきたいと思ひます。

そして、私のほうから、抽象的な質問になってしまうと思うんですが、よく弁護士の中で話題というか悩みどころとして出てくるのが、どうしても刑事裁判の場合は、被告人が有罪であるという検察官の立証に対して、自白事件の場合は例えば情状について主に中心的弁護活動になってくるのですが、一口に情状と言っても、なかなか一般市民の方には伝わりにくいような情状要素がありまして、例えば犯行が計画的ではなかったとか、じゃあそうはいつでも、かっとなってやった犯行だから、計画的ではないのだから情状として見てくれとか。でも、一般の方からしたら、かっとなってやっても、それはおかしいじゃないかと。普通の人はそのようなことしないよねっていうところになってきますし、そういったところをどのようにうまくアピールしていくのか、伝えていくべきかということについて、多くの弁護士が悩んで

いるところではあります。

そこでお伺いしたいのが、まず弁護人の冒頭陳述とか尋問などについて、共感とまでは言わないにしても、弁護士の言いたいことがずっと理解できたかどうか。より工夫したほうがいいと思われたか、そのとき何か工夫したほうがよかったんじゃないのかっていう気付いた点などがあれば、教えていただければと思います。

富田裁判官（司会）

御質問がそれぞれありましたが、まず内田検事のほうからありました冒頭陳述の改善点、ここはこうしたらいいのではないかということ、具体的に御自身の担当した事件で思い付く点がありましたら、お話ししていただければと思います。

裁判員経験者（5番）

私が扱った事件が、被告人が精神疾患のある方で、事件当時から裁判のときまで1年ぐらい空いていたので、その本人の状況が事件当時と裁判のときとで、病院に入られていたため、裁判のときは症状がかなり改善されていたと思います。調書でもいいのではないかと問われたときに、事件当時の被告人がしゃべられたことを聞くというのは、判断するときに参考になるのかなと思いました。

だから、これが冒頭陳述でそれをしたほうがいいのかどうかは分かりませんが、事件当時の調書を実際聞かせていただくというのは、判決を考える中では、とても裁判員にとって参考になるものだと思います。

富田裁判官（司会）

裁判の本番のときに被告人から話を聞くのと、1年前に被告人がしゃべった内容の調書とでは異なりますか。

裁判員経験者（5番）

そうですね。やっぱりそのときに質問をしても、もう忘れまじとか言われることが、調書ではこういうことがありましたみたいに言われると、ああ、これがそのときのその人の状態なんだなというのが分かるので、判断材料にはすごく役立つような気がします。

富田裁判官（司会）

ありがとうございます。検察官のお題は二つありましたが、もう一つについてお話しできる方は見当たらないようです。じゃあ、今度は弁護士さんのほうから御出題いただいた、冒頭陳述とか尋問とか、こういうところを工夫したらよかったのではないかというところを思いつく方ははいらっしゃいますか。さっき、一般的な印象についての評価は聞きましたので、具体的に、何かこんなふうに聞いてほしいということがあればお聞きします。

亀舎弁護士

例えば冒頭陳述で何か説明が足りないというか、もっと詳しく掘り下げて聞いてほしいとか、例えばさっきの例でいえば、弁護士の感覚では、情状としては計画的な犯行というのがより悪質だと。それで、衝動的な犯行がやや軽いというような情状の印象があります。ただ、この人の犯行は計画的ではなく突発的に起きたものだと言われても、一般市民の方の感覚では、なかなかそういうふうには感じ取れないのかなという議論もあって、弁護士で刑事弁護を何件もやっていると、そういったところの感覚が、一般市民の方とずれてしまうところも、正直感じるころがあつて、そういうところで気付いた点とか、例えば冒頭陳述で情状だと挙げたところについて、何でそれが情状になるのだろうかという点を掘り下げてほしかったとか、情状として恐らく主張された冒頭陳述の内容が、逆にそれが認められたら罪が重くなるというような印象を抱かれたという御発言もありましたけれども、もう少し何かそこで工夫というか、裁判員の方としての意見やお考えというのをお聞かせいただければ、今後の参考になるかなと思います。

富田裁判官（司会）

分かりました。弁護士さんは、計画的な犯行じゃないということは、計画的である犯行に比べれば罪が軽くなるから、そうおっしゃられているわけですが、それが冒頭陳述の段階に聞いて、計画的ではないということが、計画的である場合に比べて情状が軽いという話だなというふうに理解して聞くことができたのか、どうでし

ようか。

裁判員経験者（4番）

当時はすぐに理解できませんでした。裁判官の方に、量刑を決めるタイミングで、罪のこういう点がプラスになる、こういう点はマイナスになるという中で、計画性があるかないかで違うのですよというのを教えてもらって理解できました。したがって、法廷の中でそれに気付くことは正直ありませんでしたが、それは説明の仕方ではなくて、受け側も知識がないので、当時は理解が出来ませんでした。

富田裁判官（司会）

ありがとうございます。

裁判員経験者（1番）

私の事件では、被告人の虚言癖というのが出てきましたが、小さい頃からその虚言癖があるために、いろいろ問題を起こしていたようなのですが、そういった障害があるという診断はされていなかったもので、公判ではその点が曖昧でした。したがって、もう少し証人とか、何か証拠になるような本人の事情に関する情報があったら、判決を下すに当たって、裁判員に伝わりやすかったのではないかと感じました。

亀舎弁護士

それに関する弁護側の証拠が足りてなかったという印象があったということですかね。

裁判員経験者（1番）

そうですね。

亀舎弁護士

ありがとうございます。

富田裁判官（司会）

今、検察官や弁護士さんの訴訟活動について、幾つか評価を頂きましたが、ここからは裁判官をターゲットにして話を進めていきたいと思います。

4のテーマのほうに少し移っていきますね。ここでは評議の話に移っていきます

が、今回は、専門家証人、精神科の医師の方が証人として関与した事件にたずさわられている裁判員経験者が多いです。そこで、専門家の医師が話をされたことがどのぐらい理解できたかということと、その後、評議、裁判官と議論をする中で、裁判官が、専門家の医師が話されたことを皆さんにどのぐらい理解できるような評議の仕方をしていただけたのかというところを、少し話を進めていきたいと思います。最初は、尋問の内容、精神科の医師が話した内容を分かりやすいような尋問に検察官、弁護人、そして裁判官もできていたのかというところを、ちょっと話をしていきたいと思います。

2番さんからでいいですか。専門家の精神科の医師が法廷で話したことが、どのぐらい分かったか。それで、その分かるときに、裁判官が何か適切なお手伝いができていたのかというところを最初に伺います。

裁判員経験者（2番）

精神科の先生の話は、その説明に従って、配り物みたいなものがあり、それをもとにされました。その先生の話は分かりましたが、その話と、そこに立っておられた被告人の方がどれぐらい本当にコミュニケーションできていたのかなということが、病気を持っているということもあって、話が分かりづらかったというわけではないけれども、この被告人は、医師と話ができているのかなと思いました。それを裁判官の方たちはすごくフォローしてくださっていたと思います。

富田裁判官（司会）

それは、評議の中で、先生の説明を少しかみ砕くような解説をしていたということですか。

裁判員経験者（2番）

かみ砕くもだし、その話に対して、思いが皆さん違うので、その病気に対する見方とかも違うので、そういう意味では、話をまとめていただいたかなという感じは持っています。

富田裁判官（司会）

どんな病気かは、みんなは大体分かっているけれども、それをどのように評価するのかについて、裁判員同士で考えが違っていたということですか。

裁判員経験者（2番）

そうですね。

富田裁判官（司会）

それで、その事件と被告人の精神の障害がどう関係したかについて、医師が話をしていたわけですか。

裁判員経験者（2番）

されたと思います。

富田裁判官（司会）

3番さんお願いします。

裁判員経験者（3番）

私の場合は、精神疾患ということに関して精神科医師がいろいろ述べられました。ただ、述べるということに関しては、やはり病気なので、診断と治療という流れと、その経過の中での責任能力という意味においては、陳述された医師の発言そのものは、その発言が分かりやすかったかどうかというのとは別に、医師としての能力というものに関し疑問を感じました。

医師の陳述というものに関しては、果たして患者さんである被告人の状況を適切に述べているのかどうかということに大いに疑問でしたけれども、ただ、裁判官の方々が後でそういう判断のスケールというか、量刑に関してどういうふうな判断をすべきかということに関しては、裁判官の方々の説明は非常によく分かりました。

富田裁判官（司会）

ありがとうございました。

裁判員経験者（5番）

私も、本当に3番さんのおっしゃったことが同じような感覚で、言われているこ

とがすごく抽象的な言葉が多くて、言葉の意味を考えている間に次に話が進んでいって、結局、法廷では分からなかったのですが、評議のところでは裁判官の方が、ゆっくり説明してくださいました。心神耗弱とか喪失とかってこういうものかというのを聞いて、それでも自分の中で納得がいくような理解はできませんでしたが、自分が受けた印象をもとに判断の材料にしました。

裁判員経験者（6番）

医師が、裁判に慣れていないということもあり、検事が質問すればそうです、弁護士の方が質問するとそうです、どっちを信じたらよいのだろうか、そんな感じでした。何かもやもやを抱えて評議室に入ったときに、裁判官の方にいろいろかみ砕いたりとかして話をしていただいたので、それなりに納得はできたかなという感じでした。以上です。

富田裁判官（司会）

分かりました、ありがとうございます。じゃあ、ちょっと今の話を進めて、今回の事件の中には、責任能力が争われた事件も二つありました。その中でも、完全責任能力なのか心神耗弱なのかって判断は、プロの法律家でも難しい判断なのですが、それを裁判員の皆さんと一緒にしていくということは、更に難しい作業になります。それを皆さんの中で、今回の事件の審理の中では評議の中では、責任能力についての判断について、どんなふうに理解して行うことができたのか。今振り返ってみてのことでも構わないと率直にお聞きいたします。

裁判員経験者（3番）

私がさせていただいた裁判員裁判においては、責任能力をどう問うかというのが焦点となりました。法律的な用語である責任能力ということを量刑においてどのように判断するかということの数日かけて話し合っ、もちろん明瞭にあるなしということにはなりませんでしたが、やはり実際の被告の方が犯した罪というもののバランスあるいは医療、精神状態というのを考えて、何となくこういうことなのか、明瞭に分かったとか判断できたというわけではありませんが、ある程度裁判

員の方々に、ある種の範囲には入れたのかなという印象で、非常に難しい概念ですね。あるなしということに関して、そういう殺人ということに関する量刑ということに関しての責任能力というものは、難しい扱いのものであるし、その難しいものを、やはり述べ10日間ぐらいである一定の領域にまで落とし込んだという行為だった。多分、その倍話しても、それ以上のことにはならないだろうという印象は、自分ではっきり分かったとは思いませんが。刑というものを決めるに当たってはここまでというところまでの議論はさせていただいたと思います。

富田裁判官（司会）

そこで裁判官が果たした役割ですけれども、裁判員の皆さんが、それぞれの方が分からないなりに、自分なりにこっちだって判断ができるのに、どのぐらいサポートできていたかを教えていただければと思います。

裁判員経験者（3番）

最初から言うと、私はこういうことが知りたいと様々なことがあったのですが、その中で自分が知りたいと思ったことが、要するに裁判の量刑を決めることに関係があるのかどうかということ、いろいろ今ある証拠の中から決めなくてはいけないというところからスタートして、量刑を科すということは一体どのような手順というか、考えを狭めていくというか、そういうものをかなり順番に日ごとにちょっとずつ教えていただきました。こういうものなのだと、やっぱり全然分かりませんでしたので、私の知りたいことは週刊誌的な興味とか、そういうことだったような気もするし、そういうことが非常に大事かと思っておりましたけれども、日が経つにつれて、これは量刑に関しては余り関係ないし、今からある程度証拠としてまた求めるようなものではないなど、誘導されたといえればそれまでですけれども、自分自身の理性というか、そういうものに関しては教えてもらったというか、刑はこのようなして決めるのだという枠のようなものを、少しずつ明瞭にさせていただいて、そういう結論に至ったという意味では教えていただきました。

富田裁判官（司会）

責任能力の判断について、さっき少し5番さんもお話ししてくださいました。裁判官が、裁判員になるほどというふうに判断できるようなお手伝いがどのぐらいできていたのかを伺いたいと思います。

裁判員経験者（5番）

どこをもって判断するのかというようなことのヒントは、具体的なことは忘れましたが、何かあれはどうでしたかねって言われて、こうでした、ああでしたって言ったら、それが判断材料だったっていうことはありました。だから、実際そのときの被告人の言動を思い出させるようなヒントを頂いて、それによって、責任能力がちょっとでも残っていたのか、なかったのかというのは、そこで私は判断ができました。

富田裁判官（司会）

ありがとうございました。残り時間が短くなってきたので、裁判員が裁判に参加することのそもそもの意味合いについて、皆さんが直接経験したことをもとにお話していただきたいと思います。

裁判員経験者（3番）

先ほど、日本国民の義務だと申しましたけれども、それは一つの極論でありますけど、個人的なことです。

一つには、自分の属している業界が余りにも狭いという中で、やはり普段では接することのない方と一つのことに関して徹底的に話し合うということは、非常に言い方は悪いのですが、自分自身の人生の経験という意味で大でありました。やはり、そういうことが一つあります。それとともに、そこまで言っているのかどうかは語弊がありますが、法律というものがかなり公正に運用されているということを示していただいたというところで、やはりそういう方の量刑が、恣意的に死刑とか無罪とかというものではなくて、一つの被告人の方に罪を科すということに関して、少なくともこれだけは話し合っただけで決めなくてはいけない。そういう中で、裁判官の方が一体どういうふうな手順でそういうふうな刑を決めるというプロセスを全然関

係ない一市民に理解させるのかということに関して、これだけ手間をかけて、恐らくプロフェッショナルだけで決めれば1日もかからないのではないかという印象も受けましたけれども、分かるように手順を踏んで教えていただきましたので、やはりそこまで大上段に言うべきではないのでしょうか、司法に対する幾らかの信頼というものを感じましたし、それはやはり司法に関する信頼というのは社会に対する信頼というか、そういうものを我々が社会の中でそれぞれの役割を果たすということを自覚させてくださるということで、やはり割と身近に感じましたし、そうでもない限りは裁判官の方とかと話したりする機会も、自分が被告人にならない限りはないのかなと思っていました。昼御飯を食べながらお話しをしたりというのを少し当たり障りない話はさせていただきましたし、自分の一社会人としての経験ということと、社会に対する信頼というか、努力の大切さというものを、そんなに偉そうに申し上げるべきじゃないんでしょうけど、ある種の感慨というものを抱いて、約10日間の裁判員裁判を出したのは、非常に意義があると思いますし、様々な方々が参加されて、実際に法がどのように運用されているのかということを実感されることは、やはり世の中が個々の人々の努力によって成り立っているということを実感するためには、特に何度もくどいように言いますけど、世の中の狭い私にとっては得難い経験でした。以上です。

富田裁判官（司会）

ありがとうございました。今回、意見交換会に皆さんが参加してくださっているのには、きっと今回の裁判員裁判が皆さんに何らかのプラスマイナスの影響を与えて、それを御家族も含め、ほかの方にもお話ししてくださっていると思うのですが。皆さんが今回の裁判員裁判に参加された御経験を、どのように御自身の中で受け止めておられて、それを周りの方にどうお伝えしていただいているのか、少し御紹介をしていただきたいと思います。

裁判員経験者（6番）

裁判に参加させていただいて、すごくいい経験になりましたし、今まではただ新

聞を見て、こういう事件があったのか、この事件の裁判の判決はこうだったのか、結果しか見てなかったのですが、事件に対して、何でこういうことになったのだろうかと考えるようになりました。そして、その刑も、どうしてこういう刑が出たのだろうかというのも自分なりに考えるようになったことは、よかったです。

職場では、みんなに、通知が来たら裁判員になりなさいよと言っています。知らない人は、どうやったら裁判員になれるのですかって、立候補したらいいのですかって言うのですが、呼び出し状が裁判所から来たら、絶対断らないでよと、可能な限り裁判所に行きなさいよと言っています。家族に関しては、制度ができてすぐぐらいのときに主人に通知が来たのときは、仕事上できなかつたので断りましたが、私に通知が来たときには、主人がすごく後押ししてくれました。息子たち2人も、せっかくの経験だから行ってきなさいと、すごく後押ししてくれたので、とてもよかったです。以上です。

富田裁判官（司会）

じゃあ、2番さんお願いします。

裁判員経験者（2番）

まず、3番の方も言われたのですが、一般の人たちの意見で、検察官の方とか皆さんにどれくらい響くというか、ああ、こういうふうに考えているんだなというのが届くのかなと思いながら過ごしていました。その意見が反映されているのを評議の場とかでも体験できたので、私は、チャンスがあればそれこそ裁判員はやったほうがいいと思っています。周りの人にも勧めてはいるのですが、そのチャンスはなかなかないじゃないですか。届かないと、まずエントリーできないというのもあるので、その通知が届いた際には、送り出す会社の側の方たちとかも、社会の意識が変わればいいなあと思いました。以上です。

富田裁判官（司会）

ありがとうございます。

裁判員経験者（5番）

もう皆さんが言われたように、私も友達とかには、通知が来たらできる限り受けたほうがいいよと言っています。あと裁判官の方が、小さいグループでもいいから説明会やりますよみたいなのがあったのですが、悲しいかな私主婦で、なかなかそういう場が与えられないっていうのが、すごく残念だなと思っていました。けど、それをもっとアピールして、みんなが裁判員制度を知ったらハードルが下がるかなと思います。やはり、裁判を経験すると社会への関心の持ち方が変わります。今までだったらニュースで裁判所が映っても、はっきり言って見ていなかったなと思いますが、裁判員を経験したら、ああ、そうそう、こんな感じ、と思って自然にニュースも入ってきますし、自分の中で関心を持つということができるようになったのは、とてもいい経験だったと思います。以上です。

富田裁判官（司会）

ありがとうございました。予定の時間になりました。拙い司会でしたが、いろいろと話をしてくださって、本当にありがとうございました。

今から新聞記者、テレビ記者の皆さんと通信社の皆さんも含めて御質問を頂いていきたいと思います。挙手していただければ私が当てますので、お名前と所属をお話ししていただいた後でお願いできますか。

A社（a記者）

A社の記者のaと申します。よろしくお願ひします。私からは2点ほどお伺ひをしたいと思ひます。まず裁判員裁判で法廷に入ってから、質問をする権利が皆さんに与えられていますが、実際、被告人の方に質問された方はいらっしゃいますか。

できれば、そのときに考えられていたこととか内容とか、可能な範囲で教えていただければと思ひます。

富田裁判官（司会）

具体的に何を聞いたのかというのは、聞きづらいかもかもしれませんので。質問した記憶がある方に感想とかをお話ししていただければと思ひます。これも番号の若い順から願ひします。

裁判員経験者（1番）

法廷のあの独特な緊張感の中での質問は、とても勇気が要ることでした。あらかじめ裁判長のほうから、こういう言い方で質問してくださいということ言われて、語尾はこんなふうにはつきり。それで、最初質問したのが、なかなか被告人に伝わらなくて、えっという顔をされたので、ああ、これじゃあいけないのだなと思って、分かりやすい言葉で短く、どういうつもりでこういうことをしたのですか、という分かりやすい言葉を心掛けるように質問しました。以上です。

富田裁判官（司会）

その質問した感想は、どうでしたか。

裁判員経験者（1番）

もうひとつ踏み込んで次の質問を本当はしたかったのですが、そこに勇気が出ませんでした。後で、後悔は残りました。

富田裁判官（司会）

ありがとうございました。

裁判員経験者（4番）

刑を終えた後どんな生活をするのか気になったので、そのような質問をしました。それで、自分の質問に対して被告人はちゃんと答えてくれていたので、それはよかったなと思いました。

結局、何でそんな質問をしたのかというと、被告人の今後の生活とかを知りたかったので、質問したのですが、それに対して、もともとよくしゃべってくれるタイプの被告人だったといこともあって、ちゃんと答えてくれたのでよかったです。以上です。

富田裁判官（司会）

じゃあ、5番さんお願いします。

裁判員経験者（5番）

具体的には覚えていませんが、裁判の中で弁護士とか検察の方がいろいろ聞かれ

るけど、それ以外のところを知りたいなというところがあつて、多分、ふだんの生活の中でどうでしたかみたいな話をしたと思います。御主人が認知症ぎみであつたと言われていて、皆さん、余りそこを深く突っ込まなかつたので、それが何年ぐらい前からですかとか、その前におかしいと思いませんでしたかみたいなことを聞いてみました。そのときは分かりませんっていう話で終わりましたが、自分が聞きたいなと思うことを聞かずにいられなかつたというか、それが何かの役に立つのかと聞かれたら、どうだったかなとは思いますが、自分の中ではそれで納得して、いろんなことを判断できたなつて思います。

富田裁判官（司会）

6番さんお願いします。

裁判員経験者（6番）

私は、被告人の方ではなくて証人の方にお聞きしました。被告人の方の性格を知るというか、自分の中でこういう性格なのだろうなと思ったこと、そこを確認しなかつたということもあつて、被告人の方の性格で、量刑について、納得できたかなという部分がありました。以上です。

富田裁判官（司会）

ありがとうございました。

A社（a記者）

続けて、少し関連いたしますが、皆さんが裁判員裁判で担当される事件というのは、やはり凶悪事件みたいなものが多くて、顔も見られるわけですし、その中で質問する権利もあつたりもして、参加することで自分に危険が及ぶのではないかと考えるかなと思うのですが、皆さんはいかがでしたでしたか。

富田裁判官（司会）

全員に聞いてみましょうか。

裁判員経験者（7番）

私の事件は、そういう心配はひとつもありませんでした。凶悪事件ではありませ

んでした。

富田裁判官（司会）

ありがとうございます。じゃあ、6番さんどうですか。

裁判員経験者（6番）

ありませんでした。

富田裁判官（司会）

ちょっと突っ込むと、どんな事件を担当するかっていうのは、当たった後じゃないと分からないでしょう。それで、当たる前の心配なんかについても、追加があったら教えてください。

裁判員経験者（6番）

当たる前も、特には心配をしていませんでした。以上です。

裁判員経験者（5番）

裁判員に選ばれる前に30人ぐらいが集まりますよね。担当する事件が分かるときに、殺人事件ではないだろうなと思っていたのですが、殺人と書いてあったので、えって思ったのですが、具体的なことを聞いてみると、大丈夫かなと思いました。もしそれが凶悪事件であれば、そこで断っていることもあったのかなと、そのときになってみないと分からないですけど、そういう不安というのは、一瞬ありました。

裁判員経験者（4番）

裁判が始まる前は、そういう心配はしていなかったのですが、実際やり出して、裁判が終わった後に被告人側の知人らしき人と偶然すれ違ったときは、こういうこともあるのかと思って、ドキッとしましたが、事件があった場所と私が住んでいる場所は遠いので、さほど心配はしませんでした。

裁判員経験者（3番）

私は、特にそういうことは心配していませんでした。

裁判員経験者（2番）

私も、特に心配はしていません。

裁判員経験者（1番）

私は、最初から最後までずっと不安で心配でしたが、途中からもう覚悟を決めて、やろうというように決意しました。

富田裁判官（司会）

ほかの記者の方どうぞ。

B社（b記者）

B社のbと申します。よろしくお願いします。

来年の5月に、皆さんが経験された裁判員制度が始まって丸10年を迎えるという節目が来るのですが、先ほど裁判長がおっしゃったように、欠席する人も一方では増えていて、周りの方にいろいろ勧められてっしゃる方という意見もたくさん伺ったのですが、周りの方ないしはこれから当たるであろう方々、社会の対象者の方に言いたいことがある方がいれば、是非お聞かせください。

富田裁判官（司会）

じゃあ、これも皆さんに聞いていきましょうか。

裁判員経験者（7番）

経験のないことはやってみたほうが良いと、そう言って勧めますね。

富田裁判官（司会）

ありがとうございました。

裁判員経験者（6番）

聞かれたら、やったほうが良いですよとは言いますが、自分からやってくささい、やったほうが良いですよは、なかなか難しいかなと思います。以上です。

裁判員経験者（5番）

私も、自分がやってすごくよかったよって、だから、来たら断らないでやったほうが良いよとは言いますが、事件がそれぞれですから、絶対に断ったら駄目とかというところまでは、実際は言えないのかなと。自分がやって勉強になったよということとは言えますけど、これからのことに関しては難しいかなと思います。でも、

友達の中には、本当にやりたいという人も何人かいるので、その人たちには絶対やってみたらと言っています。

裁判員経験者（4番）

私もみんなと一緒に、聞かれたらやってみたほうがいいですよと言いますが、でも、人によっては結構きつい。私は、終わってから精神的にきついなと思いました。だから、みんなに勧めるというのは躊躇するなと思うところもあります。でも、仕事とか、そういう理由で断るのは違うと思います。以上です。

裁判員経験者（3番）

個人的には、非常に勉強というか、そういう社会の仕組みというものを学ばせていただいたので、非常に意味があったと思います。私は、やはり一市民として必要なことなので、断るべきではないと思います。そこをまた大上段に構えて言うわけではありませんが、この世の中を良くとか、良い世の中が続くようにするためには必要な行為ではないかと自分では思いました。

裁判員経験者（2番）

私も、自分の経験した範囲内ではかお話はできませんが、聞かれたら、やってみたらという勧め方をしたいと思います。

裁判員経験者（1番）

私も、とてもいい経験をしましたので、是非皆さん、法律用語とか不安に思っている方が多いかと思いますが、その辺も分かりやすく説明していただけるので、やったほうがいいよと勧めると思います。

B社（b記者）

皆さん、日数が4日から、一番長くて14日という幅があると思うのですが、一つこれが一番きつかった点というのがあれば、教えていただければ幸いです。

富田裁判官（司会）

皆さんも、きつかった点、探せば必ずあると思います。一つずつで構いませんので、教えていただきたいと思います。

裁判員経験者（7番）

私は、きつくはありませんでした。毎日愉快でしたよ。だけど、もう一度選ばれたら、どうかなと思うから、やはりは何か負担があるのかなと思います。

富田裁判官（司会）

もう一回来てくださいと言われたらどうですか。

裁判員経験者（7番）

喜んでというわけにはいきません。何か引っかかることがあると思います。

富田裁判官（司会）

ありがとうございました。じゃあ、6番さんから同じように。

裁判員経験者（6番）

一番きつかったこと、自分の意見をどういうふうに伝えるかということが一番難しかったです。以上です。

裁判員経験者（5番）

私は、基本的にはありませんが、個人的に風邪をひいてしまって、初日から。それでちょっと微熱というか熱があったので、それがきつかったぐらいで、体調が万全だったら何もきついことはなかったのかなと思います。

裁判員経験者（4番）

私がきつかったのは、量刑を決めるタイミングで、別に自分の意見で決まるわけではないのですが、一応1票にはなるし、たまたま被告人と年も近く、環境もそんなに遠くない雰囲気ので、感情移入をしていたのですが、その全く知らない被告人のことだけど、すごく考えてしまって、そこら辺がちょっとしんどかったなと思います。

裁判員経験者（3番）

結局、2週間の期間、仕事は休めなかったもので、朝仕事をやって、それから裁判所に行って、終わったらまた帰ってという往復が、つらいと言えはつらかったです。ただ、実際に話し合うことに関しては仕事よりは楽だったので、それが私の休暇に

なったのかなと思いました。

裁判員経験者（2番）

刑を決めるに当たって、その人の人生を負う責任というか、その重さはすごく感じました。以上です。

裁判員経験者（1番）

同じようなことですが、人の人生を決めることに自分が責任ある決断の場に参加するということです。

富田裁判官（司会）

じゃあ、もう一方おられると思います、どうぞ。

C社（c記者）

皆さんそれぞれ4日から14日の間、裁判員を務めました。この裁判の期日以外で、負担を感じたことや、大変だったということがあれば。例えば手続とか、心理的に不安だったとか。この裁判当日以外での不安とか大変だったことがあったら教えてください。

富田裁判官（司会）

これは、多分皆さんそれぞれにあると思いますので、全員聞きましょうか。

裁判所に来ているとき以外で、例えば家に帰ってからとか、裁判が終わってからとか、裁判になるまでの間の待っている何か月間とか、多分そういう御質問だと思いますが。

裁判員経験者（1番）

公判が終わって家に帰ってからも、裁判のことばかりを考えていました。それが大変で、切り替えるのがしんどかったかなと思います。

裁判員経験者（2番）

特にはないです。すいません。

裁判員経験者（3番）

手続その他に関して、特に負担ということはありませんでしたが、最初に最高裁

から裁判員になる可能性があるよと言われたときに、本当に来るのかなど、もしかしたら大変なことになるのかもしれないということを考えたぐらいです。

裁判員経験者（4番）

私も、物理的に何か困ったことはありませんが、1番の方と一緒に、終わった後も裁判のことを考えていて、精神的なダメージというものがありました。

裁判員経験者（5番）

私は、特にはありません。

裁判員経験者（6番）

私も、特にはありませんでした。帰りがけに5番さんとお茶をしたりとかして、気分転換をして帰っていました。

裁判員経験者（7番）

結果もよかったし、満足して帰りました。

富田裁判官（司会）

これで21回目の裁判員経験者の方の意見交換会を終わりたいと思います。どうもお疲れ様でした。

以 上

(別 紙)

本日の話題

- 1 はじめに：裁判員裁判に参加しての感想
 - (1) 参加する前に想像していたことと、実際は？
 - (2) 裁判に参加してみた印象。
- 2 裁判に参加するに当たっての苦労や不安/期待などについて
 - (1) 仕事の調整や家庭の協力等について
 - (2) 広島のカリ所までの通勤について（広島市外からの参加）
 - (3) 「刑事裁判に参加すること」への不安について
 - (4) 「裁判員になってみたい」と思っていましたか？
 - (5) 多くの人が裁判員裁判に参加できるようになるためのご意見・ご提案
- 3 公判審理の分かりやすさについて
 - (1) 検察官や弁護人の法廷での活動の分かりやすさ/分かりにくさについて
 - ア 使った書面や説明の仕方
 - イ 書いてある内容/話した内容の分かりやすさ
 - ウ 証人や被告人への質問の仕方
 - (2) 医師など専門家の証人の話
 - (3) 裁判員として、法廷で質問した感想
 - (4) 改善のための提案
- 4 評議について
 - (1) 自分の意見が言えましたか？
 - (2) 事実に争いがあるとき、被告人に精神の障害があるときの判断
 - (3) 刑事裁判での量刑の考え方について
 - (4) 過去の裁判員裁判の裁判例（量刑グラフ）の紹介について
- 5 裁判員が裁判に参加することの意味について

- (1) 『一般国民が裁判に参加することの意味』について、どうお考えになりますか。
- (2) 皆さまにとって、裁判員裁判に参加した経験は、どのような点でプラス/マイナスになりましたか。
- (3) 裁判員裁判に参加した経験について、職場や家庭などでどう伝えていきますか。

6 その他

裁判所、検察官/弁護人はこれからどんな点を注意したらよいでしょうか。

以 上